



暴追とちぎ

第50号

平成25年10月

CONTENTS

- あいさつ.....1
- 暴力追放県民センターの活動状況.....2
- 全国の暴力団情勢.....3
- 栃木県弁護士会民暴委員ペンリレー.....5
- 不当要求対応DVD無料貸出.....6

わが町に
いらない
いれない
暴力団

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028 (627) 2995



ご挨拶

栃木県警察本部刑事部
組織犯罪対策統括官

川 俣 二 男

秋色いよいよ深くなる今日このごろ、会員の皆様におかれましては益々ご活躍のことと拝察致します。

さて、昨年、九州地方では暴力団による事業者襲撃事件や対立抗争事件が相次いだほか、山梨県では稲川会系暴力団の内部抗争が激化するなど暴力団情勢は全国的に大変、厳しいものがありました。

そのような折、私の前任地である宇都宮南警察署管内において、住吉会系暴力団員が暴力団事務所で同組織組員と口論の末、包丁で左腹部を刺して逃走するという殺人未遂事件が発生しました。

突如、閑静な住宅街が凶悪事件の舞台となったのですから、付近住民の恐怖や怒りは想像するに難くはありませんでした。平穏な生活を回復させるべく捜査員と共に不眠不休で徹底した追跡捜査を行い、発生から4日後、何とか被疑者を検挙することができました。

よく暴力団取締りと暴力団排除は車の両輪に例えられます。

しかし、持論ですが、暴力団排除条例の施行を機に官民の暴力団排除体制が構築された今、取締りと暴力団排除は前輪と後輪の関係に変容しつつあると考えています。

つまり、警察が徹底した取締りで前輪を回せば、自ずと暴力団排除という後輪も十分に機能するという理想的な環境に至りつつあるということです。

一例を紹介すると、先般、ある傷害事件で山口組系暴力団幹部を検挙した際、金融機関が新聞報道によって自発的に暴力団排除を決意し、既存口座の解約に至りました。事件検挙が暴力団排除という結果を導き出した訳です。

私の信条は、迅速な事件捜査と被疑者の検挙です。今後も徹底的に取締りを推進し、暴力団の壊滅を目指していく所存でありますので、皆様方にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

栃木県暴力追放県民センターの活動状況

平成25年第1回理事会



5月14日 平成25年度第1回理事会を開催し、平成24年度の事業報告及び収支決算報告等の議案7件を議決、理事長及び専務理事の活動状況等の報告案3件を承認した。

平成25年評議員会

5月22日 平成25年度評議員会を開催し、平成24年度事業報告及び収支決算報告、定款の一部改正等の議案5件を議決、報告案2件を承認した。



「警察展」での広報啓発活動



6月15日 栃木県庁県民広場で開催された県民の日事業の一環の「警察展」に参加し、暴力追放啓発活動を実施した。

栃木県不当要求被害防止ネットワーク担当者会議

7月10日 栃木県及び各市町の不当要求防止対策担当者と警察本部及び当センター相談委員等によるネットワーク担当者会議を開催し、行政に対する不当要求に関する意見交換を行った。



暴力相談委員・暴力監視員・ 社会復帰協議会会員合同研修会



7月26日 平成25年度暴力追放相談委員・暴力監視員・社会復帰協議会会員による合同研修会を開催し、相互の活動状況や暴排活動に関する情報交換を行った。

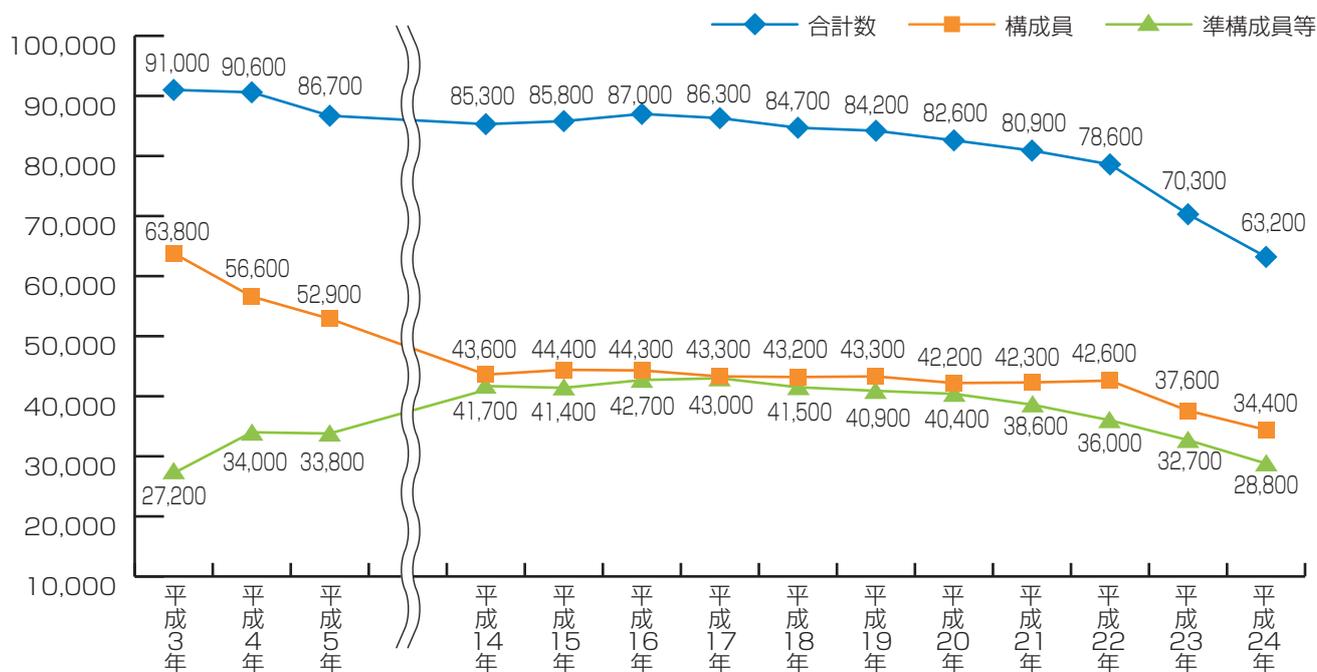
暴力団の情勢

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、不動産業、金融・証券市場へ進出して、企業活動を偽装した一般社会での資金獲得活動を行っています。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件等を多発取行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。さらに、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪も跡を絶たず、暴力団は凶悪化し、暴力団事務所から代紋、看板等撤去、組員名簿など構成員の氏名を明らかにしないなど不透明化しております。また、山口組など主要3団体（山口組、住吉会、稲川会）で暴力団構成員等の72.6%を占めるなど寡占化しています。依然として市民社会にとって大きな脅威となっています。

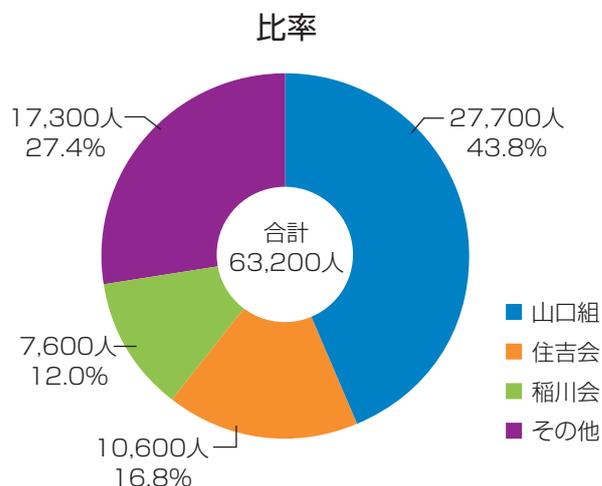
1 全国の暴力団勢力推移

暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」という。）の数は、平成16年以降減少傾向にあるところ、平成24年末現在63,200人で、前年に比べ7,100人減少し、前年に続き暴力団対策法施行後の最少人数を更新した。



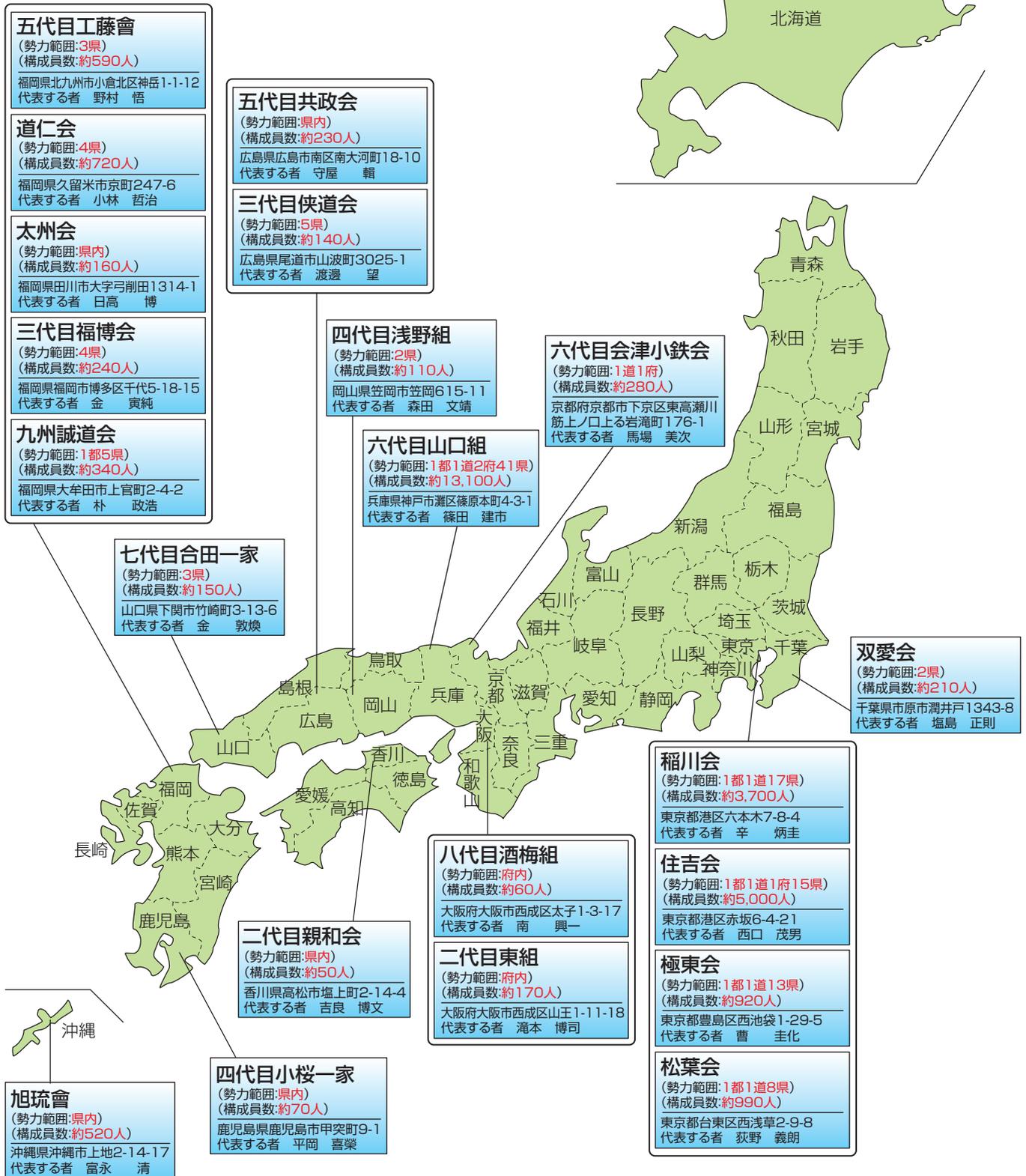
2 主要3組織別勢力

主要3組織について見ると、山口組（27,700人）、住吉会（10,600人）、稲川会（7,600人）となっており、この3組織で72.6%を占めている。栃木県内においても同様で主要3組織による寡占状態が進んでいることが伺える。



3 指定暴力団の指定状況

■ 指定暴力団分布図(21団体)



※本表の「名称」「勢力範囲」「構成員数」「主たる事務所の所在地」「代表する者」は、平成24年末のものを示している。
 ※平成24年末における全暴力団構成員数(約28,800人)に占める指定暴力団構成員数(約27,800人)の比率は96.5%である。



暴力団対策に取り組む

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員
弁護士 竹 澤 隆

暴追センターのご厚意により、去る6月4日、私たち民暴委員会のメンバーが暴追センターを訪問させて頂きました。このような機会を設けて頂いたことに、一同を代表して深く感謝申し上げます。

さて、私は、平成21年に弁護士登録をしましたが、先輩弁護士から、暴力団関係者への対処のため、民暴委員会に入会することを勧められました。

実際に、登録当初は、民暴事件と遭遇する機会が非常に多く、その度ごとに暴追センターからのご支援を頂きました。最近では、全体的に民暴事件が減っているようで、私の所に来る事件もほとんどありません。

とはいえ、この現状は、暴追センターをはじめとする諸団体による暴力団対策の成果であり、油断をすればまた勢力を巻き返すおそれ也十分にあります。特に、今後、景気の回復等とともに、民暴事件が増加することも懸念されます。暴力団等の動向には十分注視する必要があり、予断を許さない状況に変わりはありません。

今回の暴追センターへの訪問では、県内の暴力団等に関する情報を提供して頂きました。今後の暴力団対策に有効に活用させて頂きたいと思っております。

今後も、暴追センターと情報を共有し、より一層暴力団対策に取り組んで参りたいと思っております。これからも、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

お知らせ

栃木県暴力団追放佐野大会の開催

日時 平成25年10月29日(火) 午後1時30分～午後4時00分
場所 佐野市浅沼町「佐野市文化会館小ホール」において
概要 暴追功労団体・個人の表彰、警察本部から県内の暴力団情勢の説明
講演 「『社会』対『暴力団』のたたかい」と題して、元警視庁暴力団対策課長・全国暴力追放運動推進センター参与「中林喜代司」氏を予定しています。

民事介入暴力一日相談所の開設（無料）

日時 平成25年11月7日(木) 午後1時00分～午後4時00分
場所 那須塩原市あたご町「那須塩原市役所西那須野支所2階会議室」において
当日は、警察本部組織犯罪対策第一課員、センター暴力相談委員と弁護士が同席して相談を受けます。相談は無料です。

不当要求対応DVDの無料貸出

暴追センターでは、「不当要求対応DVD」を無償で貸し出しております。社内研修などに積極的に活用してください。暴追センターに直接おいでいただくか、電話による申込みをお願いします。

区分	タイトル	時間	内容
行政	シャットアウト ～行政対象暴力～	30分	ある地方都市での、暴力団からの機関誌購読要求と公共工事への執拗な下請参入要求に、組織で対応する市職員の姿を描いたもの。
行政	狙われた行政 ～失敗を糧に～	33分	ある地方都市で生活保護費詐欺事件が発覚。不当要求撲滅に向け、各種対策に取り組む地方都市職員の姿を描くもの。
企業	暴力追放シミュレーション ～恐怖の支配を断ち切るために～	30分	交通事故に絡む軽微な事柄をネタに暴力団員が企業に不当要求をしてくるもので、反社会的勢力との基本的な対応要領をシミュレーション方式で修得するもの。
企業 個人	社会VS暴力団 ～暴力団、社会から孤立へ～	39分	暴力団排除条項による暴力団関係企業等を排除した事例、刑事事件として暴対法（代理者責任追及）を適用した事例の2編
企業	シャットアウト ～企業対象暴力から～	28分	ある地方銀行が反社会的勢力に攻撃されるが、頭取やプロジェクトチームが一丸となって、不当要求に対処していくもの。
企業	不当要求の手口 ～迷惑電話&クレーマー編から～	56分	スタジオ特防・第7作目 繰り返される悪質な手口と対応要領をピックアップし、総務担当者を迎えて企業の悩みや対応要領の事例。
企業	断絶～企業の取引から 反社会的勢力を排除～	31分	反社会的勢力との関係を遮断するため毅然と立ち上がり「断絶」する企業の姿を通して、共生者の存在等が浮き彫りになるもの。
企業	暴力団等反社会的勢力 からの不当要求撃退法 ～それでええんか～	54分	書籍購入要求の撃退法や忘年会申込みの撃退法、公共工事下請け参入要求の撃退法の良い事例・悪い事例
個人	許されざる者	26分	実際におきた発砲事件を参考に、組織の犠牲となる若い組員の姿を描くもので、青少年に暴力団の真の姿を知らしめるもの。
企業 個人	みんなの力で	31分	個人商店に対する不当要求に対し、商店街の仲間が協力して暴力団と対峙するほか、関係機関への相談の重要性や中止命令の効果、組長への損害賠償請求を求める事例。
企業 個人	決別への道	35分	飲食店主が、暴力団の宴会を受け入れていたが、暴排条例施行を機に予約を拒否する事例、企業が暴力団排除条項挿入契約書により暴力団を排除する事例。
企業 個人	あなたならどうする？ 不当要求の「常套句」	35分	「言いがかり」や「脅し文句」などの常套句で執拗に企業に迫る反社会的勢力や悪質なクレーマー。いくつかの具体例を紹介しながら、その不当要求への対応方法を解説。

このほかに多数のDVDがあります。詳しくは、センターHPをご覧ください。



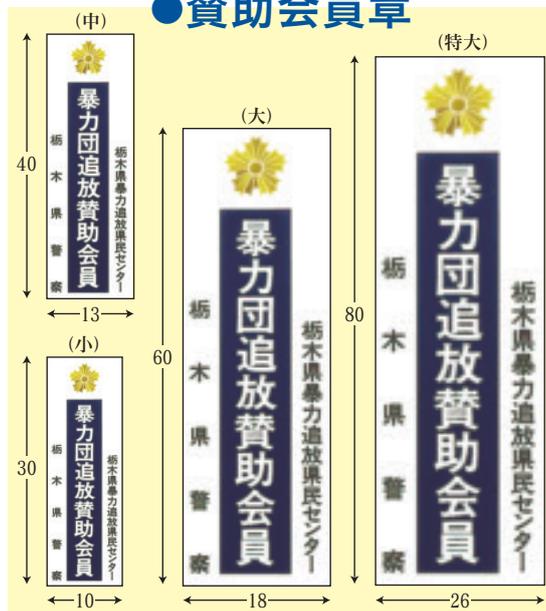
賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財) 栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

- **賛助会費 年額** (口数は、何口でも結構です。)
 - 法人・団体 一口 10,000円
 - 個人 一口 5,000円
- 会員の方には「賛助会員章」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」・暴力団対策の資料の送付など、暴力団情報等の提供を行います。
- 入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

● 賛助会員章



暴力団追放三^{プラス}ない運動

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

028-627-2600

暴追とちぎ平成25年10月号(通巻50号)表紙写真

大谷地区神社境内の大銀杏

宇都宮市大谷地区は、大谷石の産地として有名であり、大谷石は江戸時代から採掘され、藏や塀などに利用されている。大銀杏は、地元住民が昔から守り受け継いできた「大谷石造りの社」の山神社境内にある。

撮影者 行政書士 大鹿幸雄氏

